

令和 3 年 度  
第 1 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 3 年 12 月 9 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

1 日時 令和3年12月9日(木) 午後2時～午後2時50分

2 場所 加古川市役所 青少年女性センター4階大会議室

3 出席者等

(1) 委員出席者 7名

(2) 委員欠席者 5名

(3) 事務局出席者 9名

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 議事

#### 報告事項

- ・加古川市国民健康保険条例の改正について
- ・加古川市国民健康保険料の料率について
- ・令和4年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について

### 3 閉会

#### 事務局

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

まず初めに資料の確認をさせていただきます。先日送付しました資料等は皆様ご持参いただいているでしょうか。お忘れの方がいらっしゃいましたら、事務局までお伝えください。

引き続きまして、今年度4月の機構改革及び人事異動で当協議会の事務局を担当する職員に交代がありますので、ご紹介いたします。

昨年度まで「市民部」にありました国民健康保険課は、機構改革により「健康医療部」の所属となりました。また人事異動により、部長、次長、課長及び保険料係長が新たに着任しております。

#### 事務局

#### 【事務局職員自己紹介】

それでは、ただいまから議事をお願いするわけでございますが、本日は、三名の委員が所用のため欠席との報告をいただいております。また、二名の委員がまだ到着していませんが、本日の協議会には委員定数12名に対し7名の委員にご出席をいただいております。

よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また、会議の開催に先立ちまして1点ご報告いたします。当協議会に係る傍聴要領について、従前の要領では会議の傍聴人に対して、氏名、住所及び連絡先等を傍聴受付簿に記入することを求めておりましたが、「個人情報の収集を必要最小限に限定すること」及び「心理的負担を排除して積極的な傍聴を促すこと」の2つの観点から、傍聴人の個人情報を求めないこととなりました。

それに伴って要領を改正し、この度の協議会から傍聴に際して記入いただいていた傍聴受付簿を廃止しましたことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いたします。

会長

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を指名します。議事録作成後、署名をよろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日はお手元の次第のとおり、報告事項が3件でございます。

まず、報告事項『加古川市国民健康保険条例の改正について』を議題にします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、加古川市国民健康保険条例の改正について、12月議会に提出した内容を説明いたします。

改正内容は2点です。まず、お手元の資料1ページをご覧ください。

出産育児一時金の支給額に係る改正を行います。出産育児一時金は、分娩に際してその費用を助成するもので、従前40万4千円の出産育児一時金に加えて、産科医療補償制度利用時には1万6千円の加算がありました。産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子供とその家族の経済的負担を補償する制度です。今般、この制度において保険料が見直され、金額が1万6千円から1万2千円に変更されました。合わせて、出産育児一時金の額も40万4千円から40万8千円に変更され、合計の支給額は42万円と変わらないものの、分娩に係る給付は実質的に4千円の値上げが成されるものです。

本改正は健康保険法の改正を基にして行うもので、費用は全額普通交付金から交付を受ける性質の物であること、支給総額に変更は無いことから、新たな費用負担は発生せず、国保会計にも影響がないと判断し、当運営協議会への報告を事後的にさせていただきました。なお、施行期日は令和4年1月1日となっております。

続いて、資料2ページをご覧ください。

国民健康保険における傷病手当金については、任意給付という形となっており、本市では交付金措置のある新型コロナに関係する場合のみを対象としています。この新型コロナの定義として、従前は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を根拠としていましたが、法改正が行われ、当該条文が無くなったことに伴う変更です。

こちらは条例改正による影響は無く、文言の修正のみとなっているため、同様に事後報告といたしました。なお、施行期日は公布の日となっております。

以上で、加古川市国民健康保険条例の改正についての説明を終わらせていただきます。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

まず、1 ページ目のところについて確認させていただきたいのですが、出産育児一時金に係る制度改正ということで、健康保険法が変わったので同じように変更しますということですね。

出産育児一時金については、4 千円の増額ということで、これについては厚生労働省や日本医療機能評価機構のホームページ等を見てなるほどなど思っていたところでは。

出産育児一時金の増額は平均的な出産費用が上がり、病院に支払う金額が上がったためということで、この点については良いと思います。

産科医療補償制度については、本人が病院を通じて機構に保険料を支払い、重度脳性麻痺の子どもが生まれた時は、一時金で 600 万円、その後 20 年間に渡り 120 万円ずつ合計 2,400 万円、一時金と合わせ 3,000 万円を給付します。本人は 1 万 6 千円の保険料を支払い、万が一脳性麻痺の子どもが生まれた時は 3,000 万円の補償があり、保険料についても保険の方から給付されるという制度だと思います。

ただ、これは制度利用時ということで、利用しなかったら 40 万 4 千円だけ給付し、本人は保険料を支払わず国保もそれについては給付しないということでそれについては良いと思います。

しかし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩し重度脳性麻痺が出た場合 3,000 万円出ないですが、これはどうなのかと思います。もしそういうことが起こった場合、家族はお医者さんを訴え、お医者さんはお金を支払わなければならなくなり病院の経営が苦しくなります。

そういった訴訟リスクから産婦人科のお医者さんを守る為に生まれた制度であると思います。

現在、全国の病院のうち 99.9%は加入しており、3つの医療機関だけ加入していない状況で、うち1つは兵庫県にあります。それだけ加入しているのであれば強制加入にし、100%にするべきではないかと思います。それを国民健康保険課の方から厚生労働省の方に要望していただくことはできないでしょうか。

会長

質問の内容としては。

委員

質問の内容としては国民健康保険課の方から厚生労働省にそういった要望を出してもらえないか。無理なのであれば、加古川市の条例を改正し独自に補償するようにできないか。そうすればお医者さんも妊婦も安心して分娩に臨めます。せっかく良い制度だと思うのでより良い制度になればと思

います。

会長

それでは、事務局はこの制度についてもう少し詳しく各委員さんに説明していただくと同時に、先ほどの条例改正までどうなのかというところまで説明していただけますか。

事務局

まずこの制度自体は保険という形をとっておりますので、加入するかどうかは医療機関が考えるものとなっております。したがってこちらで強制するというのは難しいと思います。今までの実績では産科医療補償制度を利用しなかったというのは年に数件あります。令和2年度で3件、令和3年度も現時点で3件あります。ただこれは海外出産や死産など制度とは関係のないような分娩がほとんどになります。したがって制度に加入していない医療機関で分娩し、脳性麻痺が出ると障がい者医療等で保障することになると思います。現時点では国保でそこを負担して保障するのは違うと思います。

委員

今のところはそうだといいことですね。だから何らかの対応を考えていただけないかということです。

事務局

保険自体が任意で加入するものであるため、加入している病院としていない病院があり、病院によって特色があるのはおわかりだと思います。

分娩に対してご心配なのであれば制度に加入している病院を利用されるでしょうし、そこに関しては市としてどこの病院に行くようには言えません。ただ制度に加入していない病院を利用されたのであれば、そこまでを皆さんの保険料でカバーするというのは違うかなと私は考えます。

委員

そうであれば任意ではなく、強制加入にしたら良いのではないですか。そのようにはできないのですか。

委員

自賠責保険があると思うのですが、自賠責保険は自動車の所有者は必ず入らなければいけません。産科医療補償制度についてもそのようにできないのかと言っているのですよね。そしてそれを国の方に働きかけることはできないのかということですよ。

委員

今できないというのは分かります。今後そのように訴えかけていただいたら制度がより充実したものになるのではないかと思います。

会長

事務局の方にお伺いしますが、国に対して働きかけるということ自体が加古川市にできるのかどうか。

できなければ何ができない理由なのか、そこをしっかりと説明いただけますか。

事務局

制度自体は、市が決めることではないというところが一つあります。また、国の方にお話を持っていくにしろ、どのようにすれば良いかこの場ですぐにお答えできませんので、一旦持ち帰らせていただいてまたお返事させていただいてもよろしいでしょうか。

委員

それが無理だった場合は加古川市として条例を変えて独自給付をするかというところまで考えられるということですか。

会長

それも含めて次回の運営協議会で回答いただけるということでしょうか。

委員

はい。

会長

ではそのように事務局は取り計らっていただけますか。  
その他、ご意見ございますか。

委員

施行期日が令和4年1月1日となっておりますが、成立見込みということで定例議会にはもう出ているということでしょうか。

事務局

はい。

会長

よろしいですか。その他ございませんでしょうか。それでは、ご質問等を終結し本件についてはこの程度にとどめます。

次に、『加古川市国民健康保険料の料率について』を議題とします。事務局、説明をしてください。

事務局

お手元の資料3ページをご覧ください。

それでは、加古川市国民健康保険料の保険料率について説明します。

当市の現状について、国民健康保険事業基金は表1のとおり減少の一途を辿っております。原因は表2のとおり、県が示す標準保険料率と当市の保険料率の乖離が大きいためです。この乖離を是正するべく、昨年度より検討を進めて参りました。令和3年度に続き、令和4年度においても、コロナ禍ということもあり、引き続き基金を活用することで料率は維持の方向といたしますが、このままでは令和5年度には基金残高が枯渇する見込みですので、令和5年度に保険料率を改定する必要があります。

どの程度の改定を行うかは、今年度の決算や次の報告事項である納付金の額など、令和5年度時点の国保会計状況を判断するために必要な情報について、まだ見えていない数字が多くあります。これらを加味した上で可能な限り影響額を小さく、かつ、激変緩和を図るため段階的に改定を行いたいと考えています。また、現在、令和9年度に向けて兵庫県下の全市町においても保険料率の一元化を検討している状況であり、この方針も時期によっては市の料率改定に影響を及ぼしますので、県の動向も注視しながら状況を整理してお示ししたいと考えています。

以上で、加古川市国民健康保険料の料率についての説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

昨年まで説明いただいた際は、比較できるようなものがあると分かりやすいのではないかと考えていたのですが、今回の説明で保険料の一元化に向けて対応しているということがよく分かりました。急な支出に対応するためにある程度基金を持って、それが無くなるまでは料率は変えないということだったのですね。それが今回の説明でわかりました。ありがとうございました。

今の見込みであれば来年度不足しそうなので、そうであれば標準保険料率に変えるという理解でいいですか。

事務局

おっしゃる通りです。ただ、1回で標準保険料率に上げてしまうと、急激に大きくなってしまいますので段階的に、と今のところ考えております。

委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

その他ございますか。それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

次に、『令和4年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について』を議題とします。事務局、説明をしてください。

事務局

お手元の資料4ページをご覧ください。

それでは、令和4年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について説明します。

このたび県から当市に割り当てられた、国民健康保険事業費納付金（総額）は、A欄の72億9,734万5,965円でした。昨年度の本算定時の確定額より約3億2,821万円減少しています。主な減少理由は、県内全域での保



険給付費の減少です。

続きまして、括弧 2 納付金に必要な現年保険料についてです。県内市町ごとに異なる保健事業費や一般会計からの繰入金などを、先の納付金額に加減算して算出します。

まず、B 欄の加算調整についてですが、保険料を原資とする費用を加算額として見込むものです。今回の仮算定では、約 3 億 868 万円で、昨年度より約 179 万円増加しています。

次に、C 欄の減算調整についてですが、保険料に先立ち充てることができる保険料以外の収入を減算額として見込むものです。今回の仮算定では、約 28 億 8,864 万円で、昨年度より約 1 億 1,202 万円減少しています。これは、特別調整交付金（県繰入金）の減少と一般会計繰入金福祉医療波及分の増加が原因です。特別調整交付金は、交付金項目の変更等によるものです。福祉医療波及分は、医療助成の拡充の影響を見込むものです。

A 欄の納付金に、現時点の当初予算積算額を反映した、B 欄の加算調整、C 欄の減算調整を行うことにより、納付金に必要な現年保険料 D 欄を算出します。その額は、47 億 1,738 万 9,384 円で、昨年度より約 2 億 1,439 万円減少しています。

今回は、仮算定であるため、加減算する B 欄・C 欄それぞれの合計のみの記載としていますが、次の本算定ではそれぞれの内訳を記載し、お示しいたします。

続きまして、括弧 3 保険料の過不足についてです。

D 欄の納付金に必要な現年保険料に対して、E 欄の令和 4 年度当初予算の現年保険料の収納見込額は、当初予算積算の歳入見込算出方法の精査などにより、45 億 7,672 万 2 千円で、F 欄の保険料の過不足額は、約 1 億 4,066 万円の不足となっています。令和 3 年度は、当初予算値で約 5 億 2,699 万円の不足で、国保事業基金から補填して予算を組んでおります。参考までに、令和 4 年度の約 1.4 億円の不足についても、引き続き基金から補填する場合、今年度末の基金残高見込み約 6 億 4,699 万円を取り崩し、対応する必要があることを申し添えます。

最後に、今後のスケジュール予定についてです。年明け 1 月中旬に、県が令和 4 年度の納付金確定額を当市に通知し、市はその金額を編成中の令和 4 年度当初予算に反映させます。

これまで申しあげた金額は、11 月下旬に県から送付された仮算定結果に基づくものです。このため、年末に国が提示する確定係数をはじめ、県内医療費の総額、納付金の加算・減算調整額、及び市の当初予算積算額が今後変更になれば、県に支払うべき納付金額やそれに必要な保険料額が変わる可能性がありますことご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上で、報告事項「令和 4 年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果

について」の説明を終わります。

会長

説明は終わりました。  
ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

質問ですが、令和3年度の当該年度国保基金残高見込みは6億4,600万円ですね。  
3ページでは、令和3年度の決算見込み額は8億9,100万円となっているのですがこの2億5,000万円の差は何ですか。説明をお願いします。

事務局

資料作成のタイミングで若干ずれてしまっているのだと思います。  
料率についての資料を先に作っておりまして、納付金の仮算定についての資料は11月末頃に県から通知が来て作り始めましたので3ページについてはその修正を含んでいないかと思われま

委員

3ページと4ページで数字が違うということですよ。

委員

もう少し言いますと、令和4年度の方は3億100万円ですよ。  
8億9,100万円から、5億8,900万円の不足額を引くと大体3億100万円ですから合うんですよ。3年度だけ2億5,000万円違うのはなぜでしょうか。

事務局

ご指摘いただいたところですが、3ページは決算見込みでございますので、3年度の事業が進んでいる中で最終的にどれぐらいになるかという、見込額となっております。  
4ページについては当初予算ベースの令和3年度の当該年度末の基金残高見込みとなっております、その部分が3ページと4ページで数字が違って

委員

予算ベースで元々2億5,000万円違うということですか。

事務局

予算ベースでは最終的に6億4,600万円基金が残るという形になってい  
ますが、先ほども申し上げたように納付金や保険料がたくさん入るなど、事業が進んでいますので、そういった状況を加味して最終的にどれぐらいになるかというのが、3ページにあります決算見込の数字となっております。そこが数字の違う理由になります。

委員

令和4年度がほとんど合っているのはベースが同じだということですよ

か。

令和4年度について3ページには書いてないですが、8億9,100万円残り不足額が5億8,900万円で、その差は3億100万円だと思うのですが。

委員

補足なのですが夏にいただいた資料で令和3年度の予算が出てきます。令和3年度当初予算構成比較では令和3年度の基金の繰入金は6億9,604万5,000円となっています。

それが、3ページの基金の取崩しが5億3,700万円になっていて、1億5,000万円位減っているんですよ。そして、4ページの基金残高はさらに減っています。

事務局

4ページの方は、あくまで予算ベースでして、3ページはそこから進んでおりまして、9月補正や12月補正等を加味した数字ということになっております。

委員

違います。私が言っているのは、これは予算ベースではないでしょと言っているんです。夏にいただいた資料ですと令和3年度当初予算の基金繰入金が6億9,600万円なんです。

だからおっしゃったように3ページは予算じゃないでしょと言っているんです。

事務局

3ページの方は予算ではないです。

委員

どっちも最近の見込み額じゃないんでしょうかというのが、ご質問の趣旨じゃないかと思うんです。予算はもっと多いんですよ。おおよそ7億円位あります、それより少なくなっているんですよ。

事務局

4ページは、基金の最終残高の数字です。

会長

言われているのはこの夏にいただいた資料の中で、取崩額が6億9,000万円で、それが、今回の資料の3ページでは取崩しが5億3,000万円になっていてこの数字の違いはなんですかということですね。

委員

それは、3ページ、4ページの数字の違いと関連するんですがどれも一致しないんですが。

会長

その辺は、まだ流動的で動いているということで、事務局の方からは説明があったんですが。

委員 先ほど4ページの方は予算ですとおっしゃたんで、予算と違いますよねと言ったんです。どっちも決算見込みではないんですか。

事務局 令和3年度は、当初予算と9月補正や12月補正がございましたので、そこを加味しています。

委員 それはあくまで決算見込みであって、3ページと4ページの違いの理由ではないでしょ。そういうことですね。

委員 はい。

委員 私もそこは疑問なんです。夏にいただいた当初予算と違うということで。

事務局 予算ベースでお示しさせていただいているのが、4ページで、確かに今進んでる部分と合わさないといけないというところもあります。

委員 それはあくまで決算見込みでしょ。  
今のところ決算の見込みはこうだなという数字を仮で置いているんですよ。  
これは3ページにしても4ページにしても、令和3年度いくら過不足があるかというのはあくまでも見込みですよ。  
だったら、3ページと4ページの数字が一致していなければ、なぜ違うのかなという疑問を持たれるのはもっともですよということをおっしゃったんです。

事務局 1月に本算定がございますので、その辺を最終的には加味して、出ささせていただきます。

委員 それでは次回よろしくお願ひします。

会長 事務局それでよろしいか。それでは次回にもう少し詳しく説明できるようにお願いいたします。  
それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。  
最後に、その他ですが、委員の皆様から、何かございましたら、お伺ひします。

委員 先ほどの国への要望について、その検討方法として兵庫県国民健康保険団体連合会の方に市として意見を伝え、議論してもらうという方法があり

ます。

あるいは議会の附帯決議で国に要望するなどやり方は色々ありますのでまた検討いただければと思います。

委員

社労士会は制度要望等出していますので、そのような形の要望もありますのでまた、検討いただければと思います。

事務局

言われました連合会通じての要望などやり方は多々あると思いますので、どのようにするのが適切かということも検討させていただいたうえで次回またお答えしたいと思います。

会長

ほかに、事務局から何かありますか。

それでは、本日予定していた議事は、すべて終了しました。

以上をもって、議長の任を解かせていただきます。

それでは、事務局へ進行をお戻しします。

事務局

続きまして、本日の会議の終わりにあたりまして、健康医療部長より、お礼を申しあげます。

健康医療部長

本日は年末のお忙しい中、本協議会に出席いただきありがとうございます。また、本日はたくさんの貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見をいただきました産科医療補償制度や決算見込額等につきましては、次回の運営協議会にて詳しくご説明させていただければと思います。

本日議事にもありました保険料の料率につきましては、令和5年度の料率改定を見据え引き続き県の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また、引き続き保険料収納率の向上に努めるとともに、医療費抑制のため、継続的かつ効率的な取組みを行い健全な財政運営を図ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、本日のお礼とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

事務局

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、本日はおつかれさまでした。